

熊本市公報

第1447号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎月末日

目次

規 則

○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第37号）	259
○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（第38号）	260
○熊本市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（第39号）	262
○熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（第40号）	263
○熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則（第41号）	264
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第42号）	265
○熊本市事務分掌規則及び熊本市オンブズマン条例施行規則の一部を改正する規則（第43号）	266
○熊本市職員職名規則の一部を改正する規則（第44号）	267

訓 令

○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第8号）	268
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第9号）	269

規 則

規則第37号

令和3年4月23日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例（令和2年条例第63号）の施行期日は、令和3年4月26日とする。

規 則 第 38 号

令 和 3 年 4 月 23 日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和33年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「条例第6条第2項の規定に基づく」を「有料公園等の利用の」に改め、同条第1項中「の規定に基づく」を「に規定する」に、「様式第2号に定めるところとする」を「市長が別に定めるところによる」に改める。

第4条中「よる」を「より市長が定める」に、「利用について市長が定める事項」を「供用日及び供用時間」に改める。

第5条中「（様式第3号）」を削る。

第8条中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類（第10条各号に掲げるもの及び第11条の書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表北岡自然公園立田自然公園熊本城公園の項中

「

北岡自然公園
立田自然公園
熊本城公園

を

北岡自然公園
立田自然公園

に、

」

「供用日又は供用時間を変更することができる」を「この限りでない」に改め、同表仰松軒の項から坪井川緑地運動施設の項までの規定中「市長が特に必要と認めた場合は、供用日又は供用時間を変更することができる。」を削り、同表田迎公園運動施設の部備考の欄第3項を削り、同表熊本城天守閣の項を次のように改める。

熊本城公園	1月1日から12月28日まで	1月1日から12月28日まで	午前9時から午後5時まで	午後4時30分以後は、入園及び天守への登閣をすることができない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
-------	----------------	----------------	--------------	---

別表桜の馬場観光交流施設の部歴史文化体験施設の項中「供用日又は供用時間を変更することができる」を「この限りでない」に改め、同部多目的交流施設の項中「市長が特に必要と認めた場合は、供用日又は供用時間を変更することができる。」を削り、同表植木中央公園運動

施設の部中

「
 「
 1 テニスコートにおいて夜間照明設備を使用する場合は、午後10時まで使用することができる。
 2 市長が特に必要と認められた場合は、供用日若しくは供用時間を変更し、又は臨時の供用しない日を定めることができる。
 」
 を
 テニスコートにおいて夜間照明設備を使用する場合は、午後10時まで使用することができる。
 に改め、
 」

同表有料公園及び有料公園施設一般の項及び運動施設一般の項を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 市長が特に必要と認められた場合は、供用日、供用時間若しくは供用しない日を変更し、又は臨時の供用しない日を定めることができる。
- 2 あらかじめ使用申込をした者が使用を中止し、又は日時を変更しようとするときは、前日までにその旨を届け出なければならない。
- 3 運動施設にあっては、降雨、霜降り等により地盤を損なうおそれがあるときは、使用に供しない。

様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号中「印」を削り、同様式を様式第2号とする。

附 則

この規則は、令和3年4月26日から施行する。

規則第39号

令和3年4月30日

熊本市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公害防止条例施行規則（昭和49年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「状況報告」を「状況の報告」に、「（様式第1号）」を「を提出すること」に改め、同条第2項中「関する計画」の次に「の提出」を加え、「（様式第2号）」を「を提出すること」に改め、同条第3項中「完了届出」を「完了の届出」に、「（様式第3号）」を「を提出すること」に改める。

第6条を削る。

第7条中「身分証明書（様式第5号）とする」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年省令第2号）別記様式に定めるところによる」に改め、同条を第6条とする。

第8条の前に次の1条を加える。

（書類の様式）

第7条 この規則の規定により使用する書類（前条の証明書を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第40号

令和3年5月6日

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本市会計規則の一部改正)

第1条 熊本市会計規則(昭和39年規則第29号)の一部を次のように改正する。

第19条第6号中「熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

(熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則(昭和52年規則第34号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用推進条例」に改める。

第7条第1項中「情報通信技術利用条例」を「情報通信技術活用推進条例」に改める。

(熊本市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

第3条 熊本市屋外広告物条例施行規則(平成8年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

(熊本市余熱利用施設条例施行規則の一部改正)

第4条 熊本市余熱利用施設条例施行規則(平成17年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第16条中「熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第41号
令和3年5月6日

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則

熊本市公共交通協議会規則（平成25年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 42 号
 令 和 3 年 5 月 7 日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項中「危機管理防災総室」を「旧熊本市民病院解体対策室及び危機管理防災総室」に改める。

別表(1)政策局の表秘書広聴部の部の次に次のように加える。

旧 熊 本 市 民 病 院 解 体 対 策 室		(1) 旧市民病院の解体に伴う周辺地域への影響に係る対策に関すること。
--	--	-------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (熊本市物品会計規則の一部改正)
- 2 熊本市物品会計規則（昭和 40 年規則第 24 号）の一部を次のように改正する。
 第 2 条第 1 号中「熊本市事務分掌規則（平成 8 年規則第 38 号）に定める課等」の次に「、旧熊本市民病院解体対策室」を加える。

規 則 第 43 号

令和 3 年 5 月 11 日

熊本市事務分掌規則及び熊本市オンブズマン条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務分掌規則及び熊本市オンブズマン条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 熊本市事務分掌規則 (平成 8 年規則第 38 号) の一部を次のように改正する。

別表(7)経済観光局の表スポーツ・イベント部の部スポーツ振興課の項第 13 号中「熊本市社会教育振興事業団」を「熊本市文化スポーツ財団」に改める。

(熊本市オンブズマン条例施行規則の一部改正)

第 2 条 熊本市オンブズマン条例施行規則 (平成 23 年規則第 75 号) の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人熊本市社会教育振興事業団」を「一般財団法人熊本市文化スポーツ財団」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第44号
令和3年5月15日

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則

熊本市職員職名規則（昭和37年規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「技監」の次に「、ワクチン統括監」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

訓 令 第 8 号
令和3年5月7日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令（平成8年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「危機管理防災総室長」 を 「旧熊本市民病院解体対策室長
危機管理防災総室長」 に改める。

別表第2中 「危機管理防災総室副室長」 を 「旧熊本市民病院解体対策室副室長
危機管理防災総室副室長」 に
改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓令第9号

令和3年5月15日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令（平成8年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号の次に次の1号を加える。

(7)の2 ワクチン統括監の基本的職能

ア 上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンに関する特に重要な施策について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。